

## 京都市の歯科口腔保健の取組について

### 1 京都市口腔保健推進行動指針「歯ッピー・スマイル京都」の方向性

京都市では、歯と口の健康づくりのために、市民ひとりひとり、家庭、教育機関、医療機関、行政等がそれぞれ行うべき具体的取組を示した京都市口腔保健推進行動指針「歯ッピー・スマイル京都」（以下、指針とする）を平成21年3月に策定し、それに基づき歯科口腔保健に関する施策や取組を推進している。

#### ＜指針における歯科口腔保健の推進の方向性＞

基本理念	ひとりひとりが歯と口の健康づくりに取り組み、生涯を通じた健やかで笑顔の暮らしを実現する			
3つの基本目標	内容	ライフステージ	歯と口の健康の状態	区分のない取組
むし歯予防	健康で丈夫な歯を育む	<b>母子口腔保健</b> 妊娠、乳幼児、保育・幼稚園、少年(学齢)期	歯の生えはじめ 歯の生え代わり	<b>セルフケアが困難な方の口腔保健</b> (障害のある方や要介護の方等)
歯周病予防	健康な歯周組織(歯ぐき)の維持	<b>成人口腔保健</b> 青年期(15～29歳)、壮年期(30～64歳)	歯と口の機能の完成	
口腔機能の維持・向上	正常な歯と口の働きの維持と向上	<b>成人口腔保健</b> 高齢期(65歳以上)	老化予防に努める時期	

#### ＜指針における目標値＞

項目		目標	中間値(H18)		現状値(H27)
乳幼児期	3歳児におけるむし歯のある者の割合	20%以下	23.2%		14.5%
	3歳児でフッ化物歯面塗布を受けた者の割合	50%以上	36.4%		49.9%
少年期	6歳児におけるむし歯のある者の割合	50%以下	58.1%		41.4%
	12歳児における永久歯の1人平均むし歯の数	1歯以下	1.51歯		0.61歯
青年期～壮年期	この1年間に歯石除去や歯面清掃を受けている者の割合	50%以上	45.2%		-
	この1年間に歯科健診を受けている者の割合	40%以上	43.1%		-
	歯肉に所見を有する者の割合(歯周コード1以上)	65%以下	40歳代	72.3%	72.3%
			50歳代	75.8%	81.8%
歯間部清掃具を使用している者の割合 (デンタルフロスや歯間ブラシ)	60%以上	40歳代	61.6%	-	
		50歳代	56.7%	-	
高齢期	60歳代における25本以上の自分の歯を有する者の割合	55%以上	52.5%		-
	80歳代における20本以上の自分の歯を有する者の割合	30%以上	22.7%		-

2 平成27年度の取組及び実績 資料4

## (1) 母子口腔保健(妊娠・出産期, 乳幼児期～学齢期)

子どもの歯と口の成長の変化に合わせて、フッ化物を応用したむし歯予防を中心に取組を進めている。

妊産婦	<b>【成人・妊婦歯科相談】</b> 成人及び妊産婦の方に対して、歯科健診と歯科保健指導を行い、口腔疾患の早期発見及び各ライフステージでの健康の保持・増進を図る。	歯科健診 歯科保健指導	妊産婦及び18歳以上64歳以下の方 各区保健センター及び支所
妊産婦	<b>【プレママ・パパ教室(歯科保健)】</b> 妊娠期から親の育児不安を軽減するため、歯科保健に関する講話や講習を行う。	健康教室	妊婦及びその家族 各区保健センター及び支所
乳幼児	<b>【8ヵ月児健診及び歯ッピーパスポート】</b> 集団歯科保健指導の実施及びむし歯予防の記録手帳「歯ッピーパスポート」の配布により、子どもの歯と口の成長・発育やむし歯予防方法等の知識の普及啓発を図る。	歯科保健指導 普及啓発	8ヵ月児 各区保健センター及び支所
乳幼児	<b>【1歳6か月児健康診査】</b>	歯科健診 歯科保健指導	1歳6か月児 各区保健センター及び支所
	実績：H27 受診人数 10,777人, むし歯罹患率 1.1%, 一人平均むし歯数 0.03本		
乳幼児	<b>【3歳児健康診査】</b>	歯科健診 歯科保健指導	3歳3か月児 各区保健センター及び支所
	実績：H27 受診人数 10,298人, むし歯罹患率 14.5%, 一人平均むし歯数 0.43本		
乳幼児	<b>【乳幼児歯科相談】</b> 子どもの歯と口の悩みを相談できる機会を設け、歯科口腔保健アプローチから育児負担の軽減と子育て支援を行う。	歯科健診 歯科相談 歯科保健指導	0歳から就学前までの乳幼児 各区保健センター及び支所
乳幼児	<b>【親子・歯ッピーサポート】</b> 乳幼児歯科健診時に口腔所見や育児条件等から口腔保健ハイリスク乳幼児を抽出し、乳幼児歯科相談などを利用し、継続的な口腔保健指導や歯科受診勧奨等を実施する。	ハイリスクアプローチ	0歳から就学前までの乳幼児 各区保健センター及び支所
乳幼児	<b>【フッ化物歯面塗布事業】</b> ※京都府歯科医師会への委託事業 むし歯予防及びかかりつけ歯科医をもつきっかけ作りとして、フッ化物歯面塗布受診券(1回)を配布。歯科医師会の御協力により、自己負担金無料化を実施(平成28年度末まで)。	むし歯予防	2～3歳児 指定医療機関
	実績：H27 受診率 49.9%		

就学前	<b>【フッ化物洗口支援事業】</b> 就学前の時期の集団フッ化物洗口の実施を促進するため、施設に対し、学術的・技術的支援や初期必要物品の支援を実施。	むし歯予防	市内の保育園（所）・幼稚園、認定こども園の4歳児及び5歳児クラス
就学前	<b>【市営保育所歯科健診及び歯みがき指導】</b> 保育所入所中の2～5歳児に対して、定期歯科健診を実施。3歳児以上には、歯科衛生士による歯みがき指導も実施。	むし歯予防	市営保育所
就学前～高校	<b>【定期歯科健康診断】</b> ※教育委員会所管 幼稚園～高等学校の児童・生徒に対し、定期歯科健診を実施	歯科健診	市立幼稚園，小学校，中学校，高等学校，総合支援学校
就学前～学	<b>【歯磨き巡回指導】</b> ※教育委員会所管 歯科衛生士による歯磨き指導を実施	歯科保健指導	市立幼稚園，小学校，総合支援学校
就学前～学	<b>【へき地う歯巡回指導】</b> ※教育委員会所管 へき地学校に対し、歯科衛生士による歯磨き指導を実施	歯科保健指導	へき地小学校
学齢期	<b>【フッ化物洗口推進事業】</b> ※教育委員会所管 むし歯予防対策として、全市立小学校における集団フッ化物洗口を実施	むし歯予防	市立小学校及び総合支援学校小学部
学齢期	<b>【学童う歯対策事業】</b> ※教育委員会所管 むし歯の早期治療の促進のため、むし歯治療に要する経費の自己負担分を公費負担する。	むし歯の早期治療	市内在住の小学生

## (2) 成人口腔保健（成人期，壮年期，高齢期）

歯の健康と全身の健康の関連や8020運動の推進を踏まえ、壮年期以降の歯の喪失の主な原因である歯周病の予防を図り歯の喪失防止に努めるとともに、低栄養や摂食嚥下障害等につながる口腔機能の低下を予防するため、機能の維持・向上に対する取組を進めている。

成人～壮年期	<b>【成人・妊婦歯科相談】</b> 再掲 成人及び妊産婦の方に対して、歯科健診と歯科保健指導を行い、口腔疾患の早期発見及び各ライフステージでの健康の保持・増進を図る。	歯科健診 歯科保健指導	妊産婦及び18歳以上64歳以下の方 各区保健センター及び支所
高齢期	<b>【口腔機能相談】</b> 歯科健診による口腔疾患の早期発見や結果に基づく歯科保健指導と合わせて、口腔機能の維持・向上に関する相談・指導を行う。	歯科健診 歯科保健指導	65歳以上の方 各区保健センター及び支所

成人 高齢期	<b>【お口からはじめる生活習慣病予防教室】</b> 口腔内セルフチェックや講話等を通じて、お口の健康から全身の健康や生活習慣の改善を考える機会とする。	健康教室	18歳以上の方 各区保健センター及び支所
成人 高	<b>【歯周疾患予防健診】</b> ※京都府歯科医師会への委託事業 節目年齢の方を対象に、歯周病に重点をおいた歯科健診や歯科保健指導を実施する。	歯科健診 歯科保健指導	満40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の方 指定医療機関
成人 高齢期	<b>【歯ッピーNote】</b> 歯周病予防や口腔機能の向上を中心とした歯と口の健康づくり情報や保健センターの「お口の健康サポート事業」を掲載した啓発媒体。京都市国保被保険者への特定保健指導時や各保健センターの健康相談や健康教室、イベント等で配布。	普及啓発	主に成人期以降の方 各区保健センター及び支所 その他

(3) セルフケアが困難な方の口腔保健（障害者（児）、要介護高齢者等の方）

お口のセルフケアが難しい障害者（児）や要介護高齢者の口腔保健状態を向上させるために、口腔ケアを推進している。また、歯科健診や歯科治療の提供体制の確保に努めている。

在宅 要介護者	<b>【家族介護者向け医療的ケア・口腔ケア実践講習会】</b> ※京都府歯科医師会、京都府医師会への委託事業 在宅要介護者への医療的ケア（胃ろう管理や痰吸引など）や口腔ケア（口腔清掃や口腔機能の向上）について、専門職による講義及び実践講習会を実施。	普及啓発	在宅要介護者のご家族の方 京都府医師会トレーニングセンター
施設入所 障害者・要介護	<b>【歯科保健医療サービス提供困難者普及啓発推進事業】</b> ※京都府歯科医師会への委託事業 施設入所中の障害者や要介護高齢者の口腔保健の向上を図るため、①関係機関との連絡調整会議、②歯科専門職への技術指導研修、③施設の実態調査や施設職員への技術サポート（2年間）、④出張歯科健診事業、等を実施。	普及啓発 歯科健診等	障害者（児）及び要介護者入所施設 京都府歯科医師会口腔サポートセンター 保健医療課 各区保健センター及び支所
障害者	<b>【出張歯科健診】</b> ※京都府歯科医師会への補助事業 通院の困難な障害者等の口腔疾患の早期発見や口腔保健の向上のため、歯科健診車を運行し、施設で歯科健診や相談・教育等を実施。	歯科健診	障害（児）者施設や障害者共同作業所等事業所等に入所や通所中の方等 京都府歯科医師会
障害者	<b>【障害者歯科診療】</b> ※京都府歯科医師会への補助事業 歯科治療や歯科保健指導等に特別な配慮の必要な障害者等の方に対する良質な歯科治療の提供を行うた	歯科治療	障害者（児）の方 京都府歯科医師会京都歯科サービスセンター

	め、歯科サービスセンター事業を補助する。全身麻酔や静脈内鎮静等の処置にも対応。		
--	---	--	--

(4) その他

全市民	【休日歯科診療所運営】※京都府歯科医師会への委託事業 休日等における急病患者的の初期診療体制の確保を図る。	診療体制の確保	急病患者の方
			京都市休日急病歯科中央診療所
全市民	【歯の健康教室等の補助】※京都府歯科医師会への補助事業 市民の方を対象に、歯科健診・相談や講演会などを行い、歯科保健に関する知識の普及啓発を行う事業等に対して補助を実施。歯のひろば（歯の無料相談）等。	普及啓発 歯科健診等	全市民
			京都府歯科医師会
全市民	【京都市口腔保健支援センター】 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、平成25年度に口腔保健に関する関係部署や関係機関との連絡・調整を図ることを目的に保健医療課内に設置された。関係部署や関係団体と連携を図りながら、各世代の既存事業の更なる充実や普及に努める。		